

## 奈良県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和七年四月二十一日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

大和郡山市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業八・七・三〇一号近鉄郡山駅歩行者専用道

### 三 事業施行期間

令和七年四月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

大和郡山市南郡山町地内

#### (二) 使用の部分

大和郡山市南郡山町及び朝日町地内